

公立大学法人神戸市看護大学安全保障輸出管理規程施行細則をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第23号

公立大学法人神戸市看護大学安全保障輸出管理規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人神戸市看護大学安全保障輸出管理規程（2025年4月規程第61号。以下「規程」という。）第25条の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の事務手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、規程第3条に定めるところによる。

(留意事項)

第3条 職員は、取引を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 規程及びこの細則に定める事務手続を確実に実施し、当該取引が適切なものであることを確認すること。
- (2) 輸出管理の事務手続に関して作成する書類は、事実に則して正確に記載すること。
- (3) 取引に際し疑義等が生じたときは、管理責任者（管理責任者の指示の下、輸出管理に関する業務に従事する職員を含む。）に相談すること。

(事前確認)

第4条 規程第10条に規定する細則で定める様式は、経済産業省が公表する最新の「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」（令和4年2月経済産業省貿易管理部策定。以下「ガイダンス」という。）に掲載された帳票の例のうち、約職員が行おうとする取引に応じた事前確認シート又はこれに準じて管理責任者が作成する様式とする。

2 規程第10条に規定する細則で定める取引のうち技術の提供は、次に掲げるものをいう。

- (1) 公知の技術の提供又は技術を公知とするための当該技術の提供であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供するもの。
 - イ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等、不特定多数の者が入手可能な技術を提供するもの。
 - ウ 施設の見学会、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な

技術を提供するもの。

エ ソースコードが公開されているプログラムを提供するもの。

オ 学会発表用の原稿又は展示会等における配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする技術の提供

(2) 次のいずれにも該当する基礎科学分野の研究活動において行う技術の提供

ア 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的としたもの。

イ 理論的又は実験的方法により行うもの。

ウ 特定の製品の設計又は製造を目的としないもの。

(3) 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術の提供

3 規程第10条に規定する細則で定める取引のうち貨物の輸出は、次に掲げるものをいう。

(1) 一時的に出国する者が、専ら自己使用のために、一般消費者向けに店頭販売されている旅行用・個人用貨物（手荷物、衣類、書籍、化粧品用品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物）を外国へ持ち出し、これを持ち帰る行為

(2) 日本の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設への公用の貨物の送付（取引審査）

第5条 規程第11条第1項に規定する細則で定める様式は、ガイドンスに掲載された帳票の例のうち、職員が行おうとする取引に応じた審査表のほか、同条第1号の確認にあつては「該非判定票」、同条第3号の確認にあつては「用途」チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」、同条第4号の確認にあつては「需要者」チェックシート」又はこれらに準じて管理責任者が作成する帳票とする。

（誓約書）

第6条 規程第23条に規定する書類は、ガイドンスに掲載された帳票の例のうち、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」（英訳版を含む。）又はこれに準じて管理責任者が作成する帳票とする。

（雑則）

第7条 この細則に定めるもののほか、輸出管理の事務手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、2025年4月1日から施行する。